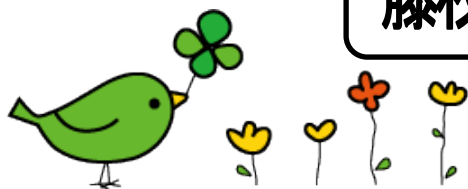


# 藤枝市特定不妊治療費助成制度

R2 年度版



藤枝市少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、高額な治療になる不妊治療に要する経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

令和2年度から皆様に助成制度を受けていただきやすくするために、内容を一部変更しました。

NEW!!

- ・対象者の所得制限を撤廃しました。
- ・助成内容を変更【通算5年(年度2回)→通算10回】しました。
- ・申請期日を延長<sup>\*</sup>しました。

※詳しくは裏面の申請時の注意事項をご確認ください。

## 1 対象者

下記の条件をすべて満たす夫婦が対象になります。

- ・法律上(戸籍上)婚姻している夫婦で、夫婦の両方または一方が、申請を行う日の1年以上前の日から引き続き藤枝市に住民票がある方
- ・体外受精および顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦で、県指定医療機関で特定不妊治療を受けた方
- ・助成に係る治療初日の妻の年齢が43歳未満の方

(令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した方については、助成に係る治療初日の妻の年齢が44歳未満の方)

## 2 対象治療

保険診療適応外の 体外受精・顕微授精

(体外受精及び顕微授精のための男性不妊治療を含む)

## 3 助成内容

- ・治療費から県助成費を控除した額の10分の7とし、1回の治療につき30万円を限度とします。(※男性不妊治療は1回につき10万5千円が限度)
- ・夫婦で通算10回まで助成



裏面も  
よく読んでね!



## 4 申請方法

県指定医療機関での治療終了後に、下記①～⑥を用意して藤枝市健康推進課（保健センター）に申請してください。

なお、県の助成を受ける場合には、先に県の申請手続きをしてください。

	必要書類等	備考
①	特定不妊治療費助成金交付申請書（第1号様式）	申請者は夫または妻のどちらか一方健康推進課（保健センター）で配布※
②	特定不妊治療受診等証明書（第2号様式）	健康推進課（保健センター）で配布※ 主治医が記入
③	夫と妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 （夫及び妻のいずれも日本国籍を有しないときは、婚姻届記載事項証明書等、法律上の婚姻をしていることが確認できる書類）	市役所で発行
④	領収書の原本（受診者氏名が入っているもの）	
⑤	印鑑（スタンプ印は不可）	
⑥	口座振込み先の通帳（申請者名義のもの）	

※各窓口でこのチラシを提示すると、  
証明書の発行が無料になります。  
（藤枝市役所限定）

県の助成と併用する場合の申請書類：①④⑤⑥、県に提出した『受診証明書』の写しと、  
県から送付される県助成の『決定及び確定通知書』の写しをご用意ください。  
※ホームページからダウンロードすることもできます。

## 申請時の注意事項

申請書の提出期限は、特定不妊治療終了日の属する年度内（3月31日まで）です。  
（※年度ごとの申請です）

1月～3月に治療が終了した場合は、治療終了日から90日以内に申請してください。

治療終了日	申請期限
令和2年4月～令和2年12月	令和3年3月末まで
令和3年1月～令和3年3月	治療終了日から90日以内

申請・問合せ窓口 藤枝市健康推進課 母子保健係 住所 藤枝市南駿河台1丁目14-1  
（保健センター） 電話 054-645-1111  
FAX 054-645-2122

藤枝市役所ホームページ [www.city.fujieda.shizuoka.jp](http://www.city.fujieda.shizuoka.jp)



藤枝市ホームページ

